

政省令で議論すべき論点

1. 新エネルギー等利用の義務付けの必要性について

【法制局への説明概要】

- ・ 石油代替エネルギーとして新エネルギー等の推進が必要（代替エネルギーとして原子力や大規模水力の増加は困難な状況にあり、新エネ等は二酸化炭素排出抑制に資する）。
- ・ 新エネ普及の振興法の限界。放置しておけば新エネの低経済性によりさらに鈍化する恐れがあり、‘義務付け’という手法が必要。

【論点】

- ・ 「新エネルギー」の定義については論点4参照
- ・ 手法については、固定価格制の優位性を考慮すること
（以下はザルツブルグセミナーからの引用）

比較項目	固定価格制(ドイツ型)	固定枠制(RPS 型)
短期的な普及	◎	
技術開発インセンティブ	◎	
投資セキュリティ	◎	
住民参加	◎	
費用効率性		◎

2. 本法案と地球温暖化問題との関係について

【法制局への説明概要】

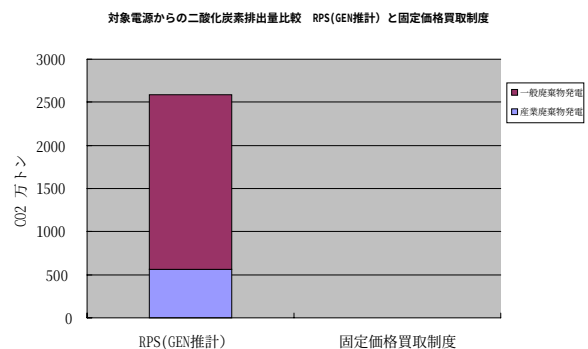
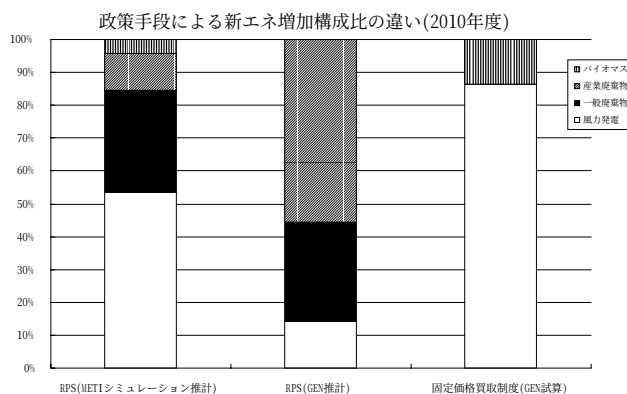
- ・ 本法案の目的：「内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給」
- ・ これは ①石油依存度低減＋②エネルギーセキュリティの確保＋③地球温暖化問題などの環境問題への対応を含む

「省エネ、新エネルギー等の利用増進は地球温暖化対策を主たる目的とするものとして位置付けられているわけではないが、二酸化炭素の排出抑制に資するものであるため、地球温暖化対策に関連する施策として位置付けられている。」

「・・前略・・（資源エネルギー調査会のエネルギーの長期需要見通し）に掲げる目標が達成されれば、二酸化炭素に着いて 900 万 t - C を超える削減を図ることが出来・・・・・・このように、本法案は二酸化炭素の排出抑制にも貢献するものである」

【論点】

- ・ 実質的に CO₂ を拡大する懸念が大きく、これは「新エネルギー」の定義に大きく左右される



3. 電気事業分野のうち小売事業者のみに義務を課す理由【本則第2条第1項】

【法制局への説明概要】

- ・ 義務対象：一般電気事業者、特定電気事業者および特定規模電気事業者
- ・ 義務対象外：卸電気事業者（一般電気事業者に電気を供給する事業なので、仮に義務を課すと2重の義務になってしまうため）と自家発電（任意に電源構成を選択する能力があるといえないため）

【論点】

- ・ 実質的に「小売事業者」に等しいオンサイト発電事業者をどうするのか。
- ・ PPS に関しては、参入障壁になる可能性があるのではないか。

4. 「新エネルギー等」の定義について【本則第2条第2項】

【法制局への説明概要】

- ・ 新エネルギーの定義：「風力、太陽光、バイオマス、地熱、水力（政令で定めるものに限る）、その他政令で定めるもの（廃棄物等）」
- ・ 定義づけの理由：『新エネルギー』という言葉が国民の間で定着してきているため
「・・・平成9年の新エネ法制定当時から5年が経ち、現在においては以下に示すとおり、「新エネルギー」の言葉は十分に国民の間に定着してきており、・・・十分成熟した言葉と考えられる」

【論点】

- ・ 本質的に国語辞典的な問題ではなく、環境保全目的や国際的な整合性の問題である
- ・ 実質的な論点は、
 - (1)廃棄物の取り扱いや詳細な定義(非化石に限るなど)をどうするか、
 - (2)地熱と水力を加え、再生可能エネルギーと同義とするか、
 - (3)環境保全型の水力をどう定義するか。これらは、公共政策上きわめて重要な要素であり、広く公論に付して、社会的合意のもとで進めるべきではないか。

4.1. 中水力の扱いについて

【法制局への説明概要】

- ・ 本法案の対象となる水力発電規模：出力■キロワット以下（数値は不開示）
- ・ 理由：大規模水力発電は適地の減少、周辺の自然環境に与えるマイナス影響、住民の反対などの理由により今後の開発が困難なため。

【論点】

- ・ 役所が一方的に決定するのではなく、根拠をもって「環境保全型水力」を定義し、その社会的合意が必要。

4.2. 廃棄物の扱いについて

【論点】

- ・ 国会でも付帯決議で合意された「廃棄物発電なかんずく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについて、抑制的観点に立ち、関係大臣と十分協議の上、循環型社会形成の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう、かつ、地球温暖化の防止に資するよう二酸化炭素排出量の削減に十分配慮すること」をいかに担保するか。

- ・ 加えて、国会でも付帯決議で合意された「本制度の下、廃棄物発電の導入への傾斜により他の新エネルギー等の導入が停滞しないよう努めること。」をいかに担保するか。

5. 新エネルギー等の賦存量と義務量（基準利用量）設定の公平性

【法制局への説明概要】

- ・ 各新エネルギーごとの地域的資源の偏在があるが、新エネルギー等に含まれる個別エネルギーを総合した場合、地域によって著しい格差が生じているとは言えず、概ね全社が均等な義務水準になる。（詳細は参考資料のグラフ参照）

【論点】

- ・ 上の説明は基本的に矛盾している。本来の RPS であれば地域資源の偏在は問題にならないし、したがって「個別エネルギーの統合」とは無縁である。なお、これは固定価格制であっても同様に問題ない。

6. 新エネルギー等の電気利用目標について【本則第 3 条】

【法制局への説明概要】

- ・ 目標値の設定：経済産業大臣が定める
- ・ 「目標期間」は 8 年（企業の事業計画期間が通常「発電設備の設置期間」〔4 年間〕と「設備投資回収期間」〔4 年〕の計 8 年間となるため。また総合資源エネルギー調査会の 2010 年新エネルギー導入目標と整合的）、目標値の「見直し」は中間年の 4 年ごとに。
- ・ 見直し期間以外に、経済産業大臣は、経済的社会的事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは数値目標の下方修正（新エネ等電気利用目標の達成が極めて困難であることが判明した場合など）や上方修正（新エネが予想以上に普及した場合、石油需要が過剰になった場合など）をすることができる。【本則第 3 条第 3 項】

【論点】

- ・ 「発電設備の設置期間」（4 年間）と「設備投資回収期間」（4 年）の説明は屁理屈にすぎない。
- ・ 実態として、国会の付帯決議でも合意された「新エネルギー等電気の利用目標については、新エネルギー等の普及の現状及びエネルギーの需給状況等を勘案し、真に新エネルギー等の市場拡大に資するよう、審議会の場において十分討議し、適切な水準となるよう定めること」をどのように担保するのか。

7. 義務量（基準利用量）の算定について【本則第 4 条】

【法制局への説明概要】

- ・ 義務量算定の方法：個別事業者の義務量は、①「当該年度の利用目標」の、②「全国の前年度の電気供給量」に対する割合に、③「当該事業者の前年度の電気供給量」と、④「一定の調整比率」を乗じた量。

$$\boxed{\text{A 社の当該年度の基準利用量} = (\text{③}) \times (\text{①} / \text{②}) \times (\text{④})}$$

※調整比率（④）＝⑤「調整用電源の整備率係数」×⑥「送電線路使用率係数」

→経過措置あり。詳しくは、**論点 10**。

- ・ 新規参入者の場合は、前年度実績がないので、基準利用量はゼロとする。

【論点】

- ・ 電気事業者に過剰に配慮しすぎていないか。経過措置は 3 年もあれば十分であり、8 年間の全

期間にわたる調整は無用。

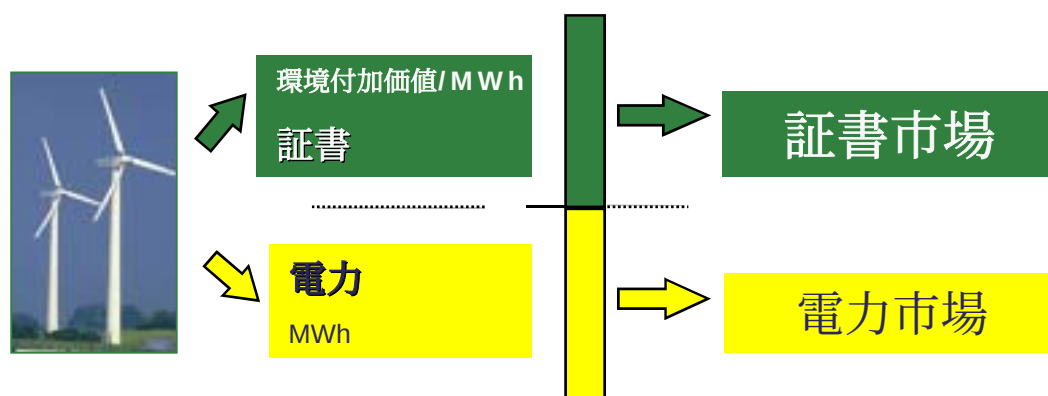
8. 義務量（基準利用量）の肩代わり及び緊急時の減少【本則第 6 条及び第 7 条】

【法制局への説明概要】

- ・ 義務量肩代わりの措置：他の電気事業者との間の基準利用量の相互増減が許容される（フレキシビリティ、国内目標達成へ支障がないため）
- ・ 義務量緊急時の減少措置：災害その他やむを得ない事由の場合（＝火災、局地的な地震、荒天、部分的なストライキ、発電所等の施設内の事故、送電線路の断線等の事態が生じることによって、新エネルギー等電気発電計画の後退、既存の購入契約の破棄、予定していた購入契約の撤回などに直面した場合）

【論点】

- ・ 「肩代わり」ではなく目に見える形で「証書」が発効され、取引は行われるのか？
- ・ 新エネ事業者は、当該一般電気事業者の地域を越えて、RPS 枠のみを取引可能か（発電量と RPS 枠との切り離しは可能か？）



9. 設備認定について【本則第 9 条】

【法制局への説明概要】

- ・ 新エネ等電気設備は経産大臣より、①発電設備の適切性（新エネルギー等であること、電力量を測定できること）、②発電する方法の適切性（「新エネルギー等」に該当すること）、の基準に従い、認定されることが必要。そのため、認定申請書を届出なければならない。

【論点】

- ・ 廃棄物発電の認定について、設備ではなく、「燃料の適正性」をどのように認定するのか。

10. 義務量（基準利用量）の算定に係る経過措置の必要性【附則第 2 条】

【法制局への説明概要】

- ・ 電気事業者のうち、「同条規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認定したもの」の基準利用量（義務量）は、施行後 7 年間は「第 4 条の規定によって算定した量を新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情を勘案して経済産業大臣が定める方法により調整して得た量とする。
- ・ 調整比率について
 - ⑤の係数：調整用発電の整備率
「（調整用発電設備の整備と新エネルギー等発電設備の設置年数が違うので、）各電気事業者の調整用発電設備の普及の状況を勘案し、各電気事業者ごとに、例えば以下のよう

な係数を(修正前の)基準利用量に乗じて算定することとする。」

調整用電源の整備率 =A / B	基準利用量に乗じる係 数
1 以上	★
0.8 以上 1 未満	★
0.8 未満	★

A: 当該電気事業者の発電設備の設置の条項か
 ら見て受入に問題の生じない新エネルギー等
 の総量

B: (修正前の) 基準利用量

➤ ⑥の係数：送電線路の使用率

「…大臣が定める基準に基づき送電線路の使用率を数値化した係数を各電気事業者の義
 務量に乗じて計算する」＊係数は非開示

【論点】

- ・ こうした調整は電気事業者に配慮しすぎており、市場を縮小することにならないか。

11. 法制局への説明で欠けている重要な論点

【論点】

・ RPS 取引にかかる「価値」の移転について

- RPS 枠の取引をおこなった際に、CO2 排出量を代表とする「環境保全価値」の移転を
 どのように考えるのか。「移転する」とした場合、CO2 価値で矛盾が生じる上、証書管理
 システムが重要となる。「移転しない」とした場合、RPS 枠購入者は了解可能なのか。い
 ずれの場合も、国際的な整合性に欠ける。

・ 市場の流動性について

- 「流動性」が期待できるほどに十分に大きな市場なのか。

以上